

令和6年度 就学援助についてのお知らせ

苅田町教育委員会

苅田町では、家庭の経済的な理由により、お子さんを就学させるのにお困りの方（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）に対し、学用品費や学校給食費などの経費を援助しています。

※前年度に就学援助を受けていた方も毎年申請が必要です。

※新1年生（小学校・中学校）のいる世帯で、既に「就学援助の入学予定者早期申請」を行なっている方は、今回再度申請の必要はありません。

就学援助の対象となる要件

児童生徒の属する世帯が、次のいずれかに該当する場合で援助が必要と認められる方。

要件	申請に必要な証明書類
① 児童扶養手当を受けている方	・ 児童扶養手当の証書の写し (有効期限と受給者氏名が分かる部分。証書1~2ページ)
② 市町村民税が非課税または減免の適用を受けている方	令和5年度 町・県民税非課税証明書 又は 減免通知書の写し (令和5年1月1日時点で苅田町に住民票がある方は不要です。)
③ 国民年金の保険料の全額免除、又は国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている方	・ 国民年金保険料免除申請承認通知書 (申請時に全額の免除を受けていること) 又は国民健康保険税減免承認通知書 等の写し
④ 生活保護が廃止又は停止になったが、今なお生活が苦しい方	・ 生活保護 停止・廃止決定通知書の写し
⑤ その他経済的理由により支給を希望する方（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方）	令和5年度所得証明書 (令和5年1月1日時点で苅田町に住民票がある方は不要です。)

※別居する家計支持者がいる場合は、その方の住民票と所得証明書が別途必要です。

援助の内容

(※金額については、変更になる可能性があります。)

- ① 新入学用品費・・・小学校：57,060円、中学校：63,000円
(新1年生で、4月から援助費支給の認定者が対象)
- ② 学用品費・・・小学校：年額11,630円、中学校：年額22,730円
- ③ 通学用品費(2年生以上)・・・年額：2,270円(小中共通)
- ④ 校外活動費・・・実費(上限あり)
- ⑤ 修学旅行費・・・全額
- ⑥ 卒業アルバム代・・・実費(上限あり)
- ⑦ 学校給食費・・・町負担
- ⑧ 一部の医療費・・・町負担(要申請)

(学校健診で指摘された学校保健安全法施行令に定める疾病が対象：う歯・結膜炎・中耳炎他)

《裏面もお読みください》

支給方法

保護者の口座へ振り込むか、学校に受け取りを委任するかを選択します。

※学校に委任している場合でも、「新入学用品費」は保護者の口座に振り込まれます。

申請手続き

■申請に必要なもの

① 就学援助申請書

書類で申請する場合のみ。

必要な方は教育委員会学校教育課または各学校に申し出てください。

② 証明書類

表面の「就学援助の対象となる要件」を参照してください

③ 保護者の方の振込先口座がわかる通帳の写し

※②・③について、電子申請では画像データの添付になります。

非課税証明書・所得証明書について

※苅田町に住民登録がある方は、原則住民票や所得証明書の提出は不要ですが、所得等が未申告の場合は、申告を済ませてください。

※令和5年1月1日時点で、他市町村にお住いだった方は、令和4年中の収入が確認できる書類（所得証明書、非課税証明書）の提出が必要です。令和5年1月1日に住民登録のあった市町村で取得し、提出してください。

■申請方法は2通り

①電子申請

右のQRコードを読みこむか、

苅田町役場HPの「就学援助制度について」から電子申請リンク先

②窓口申請

以下のいずれかに申請書類等を提出してください。郵送可。

- ・教育委員会学校教育課（苅田町役場4階）
- ・現在通学している小学校・中学校の事務室

○電子申請QRコード



申請の時期

■年度当初申請（4月分から支給を希望される方）

3月1日（金）から 3月15日（金）まで

新小学・中学1年生の方は、**4月15日（月）まで**

■年度途中申請

随時受付を行なっていますが、4月以降の申請者については、15日までの申請は当月分から認定とし、16日以降の申請は翌月分からの認定となります。

※教育委員会で要件等の審査を行い、結果については文書にて通知します。

※申請後、申請書の記載事項に変動が生じた場合は、速やかに届け出てください。

【問合せ先】 〒800-0392

苅田町富久町1丁目19番地1

苅田町教育委員会学校教育課

TEL 093-434-1998